

平成 29 年 7 月 4 日

## 森林の管理・活用に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、我が国の森林の適切な管理を促すとともに、新たな木材需要の拡大を推進する観点から、森林法に定められた各種制度の運用状況、公共建築物の木造化など国主導で導入された新たな木材需要の拡大を推進する施策の現状等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局

評価監視官（農林水産、環境、防衛担当）

担 当：合田、菊地、板倉、三浦

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h29.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html)

# 森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

## 背景等

- 我が国の森林資源の中でも、人工林は、戦後に造成されたものが多く、人工林の約6割は今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能となる見込み
- しかし、我が国の森林の土地所有者は、小規模な者が多く、木材価格が下落している現状では、森林資源が十分活用されないおそれ
- 他方、昨今は住宅など従来の需要に加えて、公共建築物や木質バイオマス等への活用など新たな木材需要に拡大の動き

勧告日：平成29年7月4日

勧告先：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

調査対象機関：7省（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省）、17道府県、39市町村、関係団体等

## 主な調査結果

### 森林管理のための制度の適正な運用

#### ■ 森林の土地所有者届出

- ✓ 未届者を把握していない市町村や、死亡届時等を活用した有効な制度案内を実施していない市町村あり

#### ■ 森林経営計画

- ✓ 間伐の下限面積を下回っているなど認定要件を満たさない計画申請や、計画と異なる伐採をしたとしている事後届があるにもかかわらず、適切な対応をとっていない市町村あり

#### ■ 森林の公益的機能

- ✓ 間伐等の実施が不十分な保安林を「要整備森林」として選定した後、森林所有者等に必要な働きかけを行っていない道府県あり

### 新たな木材需要の拡大の推進

#### ■ 公共建築物の木造化

- ✓ 国の庁舎には建築基準法よりも厳格な耐火規制があるなどを理由として非木造とした例あり

#### ■ 合法木材製品の調達

- ✓ グリーン購入法適合製品にも同等の製品があるものの、グリーン購入法適合製品との表示のないものを調達している機関あり

#### ■ 木質バイオマス発電設備

- ✓ 木質バイオマス発電設備に納入される燃料チップの中には、由来に係る証明書類を適切に入手・作成されていない例あり

## 主な勧告内容

### （農林水産省）

- ① 市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届時等に制度の周知を行うなどの効果的な周知方法を紹介
- ② 森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、事後届において、計画とは異なる森林施業を実施したことが判明した場合は、その理由等を確実に確認するよう要請
- ③ 都道府県に対し、「要整備森林」選定後に必要な通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、適切な対応を図るよう要請

### （国土交通省）

国の庁舎に、建築基準法より厳格な耐火規制が定められている妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討

### （環境省）

各省各庁に対し、調達時にグリーン購入法適合製品であること等の確認を適切に行うよう周知徹底

### （農林水産省・経済産業省）

チップ加工事業者等に対し、発電設備に納入する燃料チップの由来に係る証明書類を適切に入手・作成するよう周知徹底

# 1 森林管理のための制度の適正な運用

## 調査結果

### ■ 森林の土地所有者届出

報告書P2~7

売買や相続等により森林の土地を取得した者は、面積にかかわらず、市町村長に「森林の土地所有者届出」が必要

- ✓ 一部(2市町村)の市町村は、法務局等から送付される「登記済通知書」を活用し、把握した森林の土地所有者届出の未届者に制度案内を送付するなどして届出を励行させているが、ほとんどの市町村では、このような届出の励行の取組を未実施
- ✓ 届出事由をみると、7割は「相続」によるものだが、死亡届時等に制度案内を実施している市町村は3割に満たず

### ■ 森林経営計画

報告書P37~51

市町村は、森林所有者等が作成した主伐・間伐などの森林施業に関する計画(森林経営計画)を認定し、森林所有者等は、当該施業実施後に市町村に対し届出(伐採等の事後届)が必要

- ✓ 市町村の中には、①間伐の下限面積を満たしていないなどの認定基準を満たさない計画を認定していた例(25市町村59計画)や、②事後届で計画とは異なる内容の施業結果が記載されている例(17市町村25計画)などがあるにもかかわらず、適切な対応をとっていない例あり

### ■ 森林の公益的機能

報告書P139~147

都道府県は、間伐等の森林施業が十分に行われていないため、水源涵(かん)養等の公益的機能が低下している保安林を「要整備森林」として選定することができ、選定した場合は、森林所有者等に必要な森林施業の実施を促す通知や勧告を実施

- ✓ 道府県の中には、要整備森林を選定し、①相当期間(最長10年)が経過した後も森林所有者等に必要な森林施業の通知を行うことができていない例(3県36事例)や、②特段の理由がないにもかかわらず、森林所有者等に施業の勧告を行っていない例(1県11事例)あり

## 勧告

### (農林水産省)

市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届時等に制度の周知を行うなど効果的な周知方法を紹介すること

### (農林水産省)

森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、計画とは異なる内容の事後届が提出された場合は、その理由等を確実に確認するよう要請を行うこと

### (農林水産省)

都道府県に対し、「要整備森林」選定後に必要な通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、適切に行っていない例がみられた場合は、早急に現地調査を行うなどして、施業の必要性を改めて判断し、適切な対応を図るよう要請すること

## 2 新たな木材需要の拡大の推進

### 調査結果

#### ■ 公共建築物の木造化

報告書P194~207

国は、平成22年10月の公共建築物等木材利用促進法(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律)の施行以降、耐火建築物や災害拠点などの木造化になじまない施設を除く低層の公共建築物を整備する場合は、原則木造化とする方針

- ✓ 国の庁舎には、①建築基準法よりも厳格な官公法(官公庁施設の建設等に関する法律)の耐火基準の規制が適用されることを理由として、非木造とした例(23施設)や、②各省が木造化になじまないと判断し、非木造とした施設の中にも木造化の検討を図る余地があると考えられる例(53施設)あり

#### ■ 合法木材製品の調達

報告書P296~303

国は、平成18年度から、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく判断基準の一つに合法性の判断基準を追加し、原木の伐採に当たって合法性が証明された木材製品を調達することを推進

- ✓ グリーン購入法適合製品にも同等の製品があるものの、グリーン購入法適合製品との表示のない製品を調達していた機関があった。一方でグリーン購入法適合製品との表示のあった製品の中に、合法証明書が提示できないとされたもの(4製品)あり

#### ■ 木質バイオマス発電設備

報告書P338~349

平成24年7月、再エネ特措法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)に基づき、木質バイオマス発電も対象とする「固定価格買取制度」が開始され、燃焼チップ等の由来によって異なる調達価格を適用

- ✓ 木質バイオマス発電設備に納入する燃料チップ等の加工事業者等の中には、由来に係る証明書類を適切に入手・作成していない例(12発電設備31事例。うち1発電設備2事例は燃料区分を誤って納入)あり

### 勧告

#### (国土交通省)

建築基準法よりも厳格に定められている官公法の耐火建築物に係る規定について、その妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討すること

#### (農林水産省及び国土交通省)

各省各庁に対し、木造化になじまない施設について、その範囲や考え方を具体的に例示するなどの必要な支援を行うこと

#### (環境省)

各省各庁に対し、調達時にグリーン購入法適合製品であること等の確認を適切に行うよう周知徹底するとともに、木材製品事業者に対し、合法性の判断基準を満たすことができない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示することがないように、周知徹底すること

#### (農林水産省及び経済産業省)

適切な調達価格が適用されるよう、チップ加工事業者等に対し、伐採及び加工・流通段階において必要となる由来の証明書や根拠書類について、改めて周知徹底を図ること